

写

平成 27 年(2014 年) 2 月 19 日

長野県知事 阿部 守一 様

長野県社会福祉審議会

委員長 中島 豊

長野県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について（答申）

平成 26 年 6 月 2 日付け 26 こ家第 143 号で諮問のありましたこのことについて、別添
のとおり答申します。

「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」
の策定について（答申）

平成27年2月

長野県社会福祉審議会
子育て支援専門分科会

長野県子ども・子育て支援事業支援計画の概要

■ はじめに（計画の基本的事項）【法任意】

1 計画策定の趣旨（目的）

2 計画の性格（法令の根拠等）

- ・子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく計画
- ・「ながの子ども・子育て応援計画（長野県次世代育成支援後期行動計画）」の後継計画の一部を構成

3 計画期間

- ・平成27年度から平成31年度までの5年間

■ 計画策定の背景

1 子ども・子育てを取り巻く状況【法任意】

- ・社会や経済の環境の変化 → 子育て家庭を取り巻く環境の変化
- ・少子化の進行 → 子どもの育ちをめぐる環境の変化

2 「ながの子ども・子育て応援計画」の進捗状況【法必須】

- ・子ども・子育て支援に関する施策部分

■ 計画の基本理念等【法任意】

1 基本理念

2 基本目標

- ・基本目標と達成目標（指標）

3 達成状況の点検及び評価

- ・計画に基づく施策の実施状況等について、毎年度、点検・評価し、結果を公表
- ・必要に応じ、計画期間の中間年を目安に計画を見直し

■ 具体的施策の内容

I 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進

1 区域の設定【法必須】

2 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保【法必須】

- ・市町村計画の数値の積上げが基本（必要に応じて広域調整）
- ・幼稚園・保育所が認定こども園に移行する場合の需給調整のため、「県計画で定める数」を必要利用定員総数に上乘せ

3 幼児期の教育・保育の一体的提供【法必須】

- ・認定こども園の目標設置数及び認定こども園への意向に必要な支援

4 地域子ども・子育て支援事業の推進【県独自】

- ※病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等、県としての重点的な取組みの方向性を明記

5 従事者の確保と資質向上【法必須】

6 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整【法任意】

7 教育・保育情報の公表【法任意】

Ⅱ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援 【法必須】

- | | |
|-------------------------|------------------------|
| 1 児童虐待防止対策の充実 | →こども・家庭課（こども福祉係）において検討 |
| 2 社会的養護体制の充実 | →「長野県家庭的養護推進計画（※）」から記載 |
| 3 ひとり親家庭の自立支援の推進 | →こども・家庭課（ひとり親係）において検討 |
| 4 障がい児施策の充実 | →「長野県第4期障害福祉計画（※）」から記載 |

※「長野県家庭的養護推進計画」（所管：こども・家庭課）は長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会において、「長野県第4期障害福祉計画」（所管：障がい者支援課）は障害者施策推進協議会において審議を行い、ともに本年度中に策定予定。

長野県子ども・子育て支援事業支援計画（案）

■ はじめに

1 計画策定の趣旨

平成24年8月に、「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定され、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図ることを目的とする「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年4月より本格施行されることになりました。

この「子ども・子育て支援新制度」の施行に向け、すべての市町村が事業の実施主体として、今後5年間における教育・保育の量の拡充や質の向上をめざした子ども・子育てに関する新たな計画（市町村「子ども・子育て支援事業計画」）を策定することになりました。

これにあわせて、県では、各市町村が事業の実施主体としての役割を十分果たせるよう必要な支援を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講ずること等を主眼として、「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」を策定します。

2 計画の性格

この計画は、「子ども・子育て支援法」第62条第1項に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年7月2日 内閣府告示第159号）に即して策定するものです。

また、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく都道府県行動計画（「ながの子ども・子育て応援計画」）の一部を構成します。

3 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

■ 計画策定の背景

1 子ども・子育てを取り巻く状況

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、保護者が、日々の子育てに対する助言や支援、協力を得ることが困難になっています。

また、保護者世代のきょうだい数が減少しており、自身の子どもができるまで赤ちゃんと触れ合う経験が乏しい保護者が増えているなど、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化しています。

一方、共働き家庭や非正規労働者の増加等、社会や経済の環境の変化により、子育て家庭を取り巻く環境も変化し、就労の状況に関わらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。

さらに、少子化により、きょうだい数が減少しており、乳幼児期に異年齢の中で育つ機会が減少しているなど、子どもの育ちをめぐる環境も変化しています。

以上のような状況の中、子どもの育ちと子育てを、行政や地域社会を始め社会全体で支援していくことが必要であり、こうした取り組みを通じて、すべての子どもの健やかな育ちを実現することが求められています。

2 「ながの子ども・子育て応援計画」の進捗状況

「次世代育成支援対策推進法」に基づき作成した「ながの子ども・子育て応援計画（計画期間：平成22～26年度）」において掲げた達成目標のうち、本計画に関わる施策の進捗状況は次のとおりです。

「延長保育事業実施箇所数」はほとんど増加していませんが、その他の指標については概ね目標に沿って増加しています。

指標名	基準値	目標 (H26年度)	現状 (H25年度)	備考
病児病後児保育事業実施市町村数	15市町村 (H23年度)	18市町村	16市町村	病気または病気の回復期にある子どもの保育を行う「病児・病後児保育事業」を実施している市町村数
延長保育事業実施箇所数	291か所 (H20年度)	338か所	294か所	保育所の開所時間（11時間）を超えて延長保育を実施している箇所数
低年齢児（3歳未満児）保育園児数	9,624人 (H21年度)	10,600人	11,335人	保育所に入所している満3歳未満の子どもの数

ファミリー・サポート・センター事業実施箇所数	21 か所 (H21 年度)	38 か所	36 か所	地域において、育児等の援助を受けたい人と行いたい人が会員となり、会員の自宅等で子どもの一時的預かり等を行う「ファミリー・サポート・センター事業」を実施している箇所数
子育て短期支援事業（ショートステイ事業）実施箇所数	18 か所 (H21 年度)	23 か所	24 か所	保護者の病気、出張、冠婚葬祭、育児疲れなどの際に、児童養護施設等において短期的預かり（7 日以内）を行う「ショートステイ事業」（国庫補助事業）を実施している箇所数
放課後児童クラブ登録児童数	19,259 人 (H21 年度)	19,900 人	19,905 人	放課後児童クラブに登録されている児童数
妊婦健診の受診勧奨実施市町村の割合	93.8% (H20 年度)	100%	100%	妊婦に対して健診を受診するよう勧めている市町村の割合
里親等委託率	6% (H21 年度)	10.3%	10.7%	児童養護施設、乳児院、ファミリーホーム、里親に委託された児童のうち、里親、ファミリーホームへ委託されている割合
小規模グループケアの実施数	17 か所 (H21 年度)	27 か所	25 か所	要保護児童に対して、家庭的な環境の中でよりきめ細やかなケアを実施する児童福祉施設等の箇所数
母子家庭等就業・自立支援センター登録者の就業率	59.0% (H20 年度)	80%	80.2%	ひとり親家庭に対して就職のための支援を行う「母子家庭等就業・自立支援センター」の登録者のうち、就業に至った割合

■ 計画の基本理念等

1 基本理念

子育てについては、子どもの保護者が第一義的な責任を有しますが、一方で、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など、子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化している中では、保護者や家庭の中だけで子育てを担うことが難しくなっている現状があります。

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親として子育てに喜びや生きがいを感じることができるよう支援をすることです。

本県においては、未だ豊かな自然や地域のぬくもりが残っていることから、このような特性を生かしながら、子どもが生まれた時から持っている育つ力を発揮して、能動的かつ自立的に活動し、自らを大切に思う気持ちを持って自分らしく、心身ともに健やかでたくましく成長することができるよう、また、保護者が子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、行政をはじめ、子育て支援関係者、地域住民など、社会全体で子ども・子育て支援に取り組んでいきます。

2 基本目標

「みんなで支える子育て安心県」の構築

※「長野県子育て支援戦略」（平成26年12月25日策定）の目標と同じ

【達成目標（指標）】

※達成目標（指標）は、本計画に記載する施策を中心に、現行の「ながの子ども・子育て応援計画」に掲げたものも参酌して選定する。

※本欄に記載した達成目標（指標）は、「長野県子育て支援戦略」を反映して策定される新たな「ながの子ども・子育て応援計画（計画期間：平成27～31年度）」にも掲げることとする。

3 達成状況の点検及び評価

本計画に掲げる施策の実施状況については、毎年度、把握・評価し、「社会福祉審議会子育て支援専門分科会」において審議するとともに、県のホームページ等で公表します。

また、本計画の達成状況や市町村計画の見直し状況等を踏まえ、必要に応じて、計画期間の中間年を目安に、本計画の見直しを行います。

■ 具体的施策の内容

第1編 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進

第1節 区域の設定について

幼児期の学校教育・保育の基盤整備や地域子ども・子育て支援の効率的かつ効果的な推進のためには、市町村の区域を越えた広域的な調整が重要であることから、幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策を定める単位として、区域を設定します。

本県における区域は、隣接市町村間における保育所等の広域利用の実態に即し、保健福祉事務所単位の10区域とします。

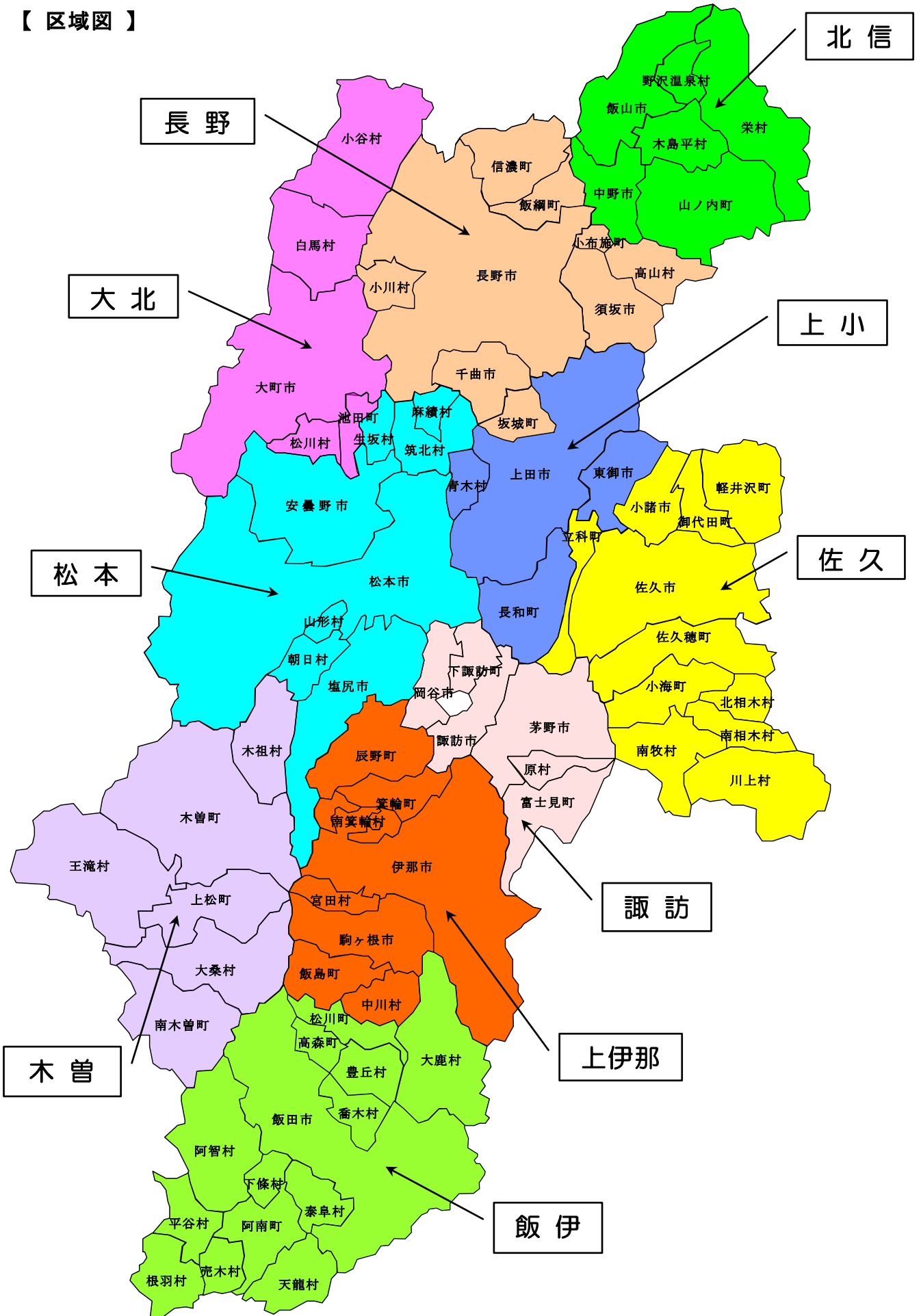
この10区域は、従来から関係性の強い地域のまとまりであり、それぞれの区域内において独自の生活圏・文化圏を形成していると考えられるため、地域の実情や特性に即した支援が可能です。

また、保健・福祉等、他分野の県計画も同じ区域設定となっていることから、それらの計画と整合性を図ることが可能です。

【 区域一覧 】

区域名	構成市町村
佐久	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町 (11)
上小	上田市、東御市、長和町、青木村 (4)
諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村 (6)
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村 (8)
飯伊	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村 (14)
木曾	上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村 (6)
松本	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村 (8)
大北	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村 (5)
長野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村 (9)
北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村 (6)

【 区域図 】



第2節 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保

県全体及び設定した10区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みと確保方を定めます。

教育・保育の量の見込みは、就学前児童がいる保護者に対し、市町村が実施したアンケート調査の結果をもとに算出した「市町村子ども・子育て支援事業計画」における数値を区分ごとに集計した数値とします。

ただし、2号認定子どものうちの教育利用希望の子どもは、幼稚園を利用することもできるため、満3歳以上の子どもについては、1号認定と2号認定を合算して量の見込みと確保方を定める必要があります。

なお、本県においては、集計した際に区域ごとに不足分が明確になるよう、市町村域で充足している場合は、項目ごと、量の見込みと提供体制の確保方を同数値として合計します。

また、量の見込みに対する確保方の不足分については、国の「待機児童解消加速化プラン」の目標年次である平成29年度末を目途に解消できるよう、市町村の取り組みを支援します。

<用語の解説>

用語	解説
量の見込み	就学前の子どものうち、教育・保育を必要もしくは希望する子どもの数 ※市町村が実施したニーズ調査等により算出された施設等の利用希望(潜在的ニーズ含む)。
確保方策	教育・保育を提供する幼稚園・保育所・認定こども園等の提供体制数 ※市町村ごと、区分ごとに、確保方策が量の見込みを充足している場合は、双方を同数とする。
1号認定	教育標準時間認定 ※「教育」を希望する満3歳以上の子ども(2号認定を除く) 利用できる施設・・・幼稚園、認定こども園
2号認定	保育認定(満3歳以上) ※保護者の就労状況などにより、「保育を必要とする事由」に該当する満3歳以上の子ども 利用できる施設・・・保育所、認定こども園
3号認定	保育認定(満3歳未満) ※保護者の就労状況などにより、「保育を必要とする事由」に該当する満3歳未満の子ども 利用できる施設・・・保育所、認定こども園
特定教育・保育施設	子ども・子育て支援新制度に移行する幼稚園、認定こども園、保育所
確認を受けない幼稚園	子ども・子育て支援新制度に移行しない幼稚園

用語		解説
認可外保育施設		認可外保育施設のうち、県・市町村が一定の基準に基づき運営費支援等を行っている施設
特定地域型保育事業所		市町村の認可・確認を受けた「小規模保育事業所」、「家庭的保育事業所」、「事業所内保育事業所」、「居宅訪問型保育事業所」
実際上の過不足	教育ニーズに対する過不足	保育の必要性の認定を受けることが可能であるが、保護者の希望により幼稚園の利用を希望する場合、幼稚園での預かり保育で対応が可能なため、2号認定子どものうち教育利用希望の子どもが幼稚園を利用する場合の1号認定の確保方策の過不足。
	保育ニーズに対する過不足	上記により、教育利用希望の子どもが幼稚園を利用する場合の2号認定の確保方策の過不足

教育・保育の量の見込み及び確保方策(県全域)

(単位:人)

【県全域】			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	A	10,803	10,596	10,440	10,230	10,140
	確保方策	B=C+D	13,451	13,141	12,947	12,652	12,517
	特定教育・保育施設	C	3,636	4,042	4,326	4,445	4,511
	確認を受けない幼稚園	D	9,815	9,099	8,621	8,207	8,006
	過不足	E=B-A	2,648	2,545	2,507	2,422	2,377
2号認定	量の見込み	F=G+H	40,097	39,176	38,460	37,650	37,183
	教育ニーズ ※1	G	3,745	3,643	3,571	3,479	3,422
	保育ニーズ	H	36,352	35,533	34,889	34,171	33,761
	確保方策	I=J+K	37,449	36,631	35,953	35,228	34,806
	特定教育・保育施設	J	37,340	36,524	35,855	35,133	34,710
	認可外保育施設 ※2	K	109	107	98	95	96
	過不足	L=I-F	▲ 2,648	▲ 2,545	▲ 2,507	▲ 2,422	▲ 2,377
3号認定 0歳児	量の見込み	M	2,824	2,820	2,823	2,785	2,783
	確保方策	N=O+P+Q	2,757	2,796	2,823	2,785	2,783
	特定教育・保育施設	O	2,665	2,702	2,727	2,687	2,676
	特定地域型保育事業所	P	14	14	14	14	23
	認可外保育施設	Q	78	80	82	84	84
	過不足	R=N-M	▲ 67	▲ 24	0	0	0
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	12,389	12,384	12,334	12,240	12,159
	確保方策	T=U+V+W	12,192	12,252	12,325	12,240	12,159
	特定教育・保育施設	U	11,931	11,992	12,056	11,964	11,825
	特定地域型保育事業所	V	27	28	29	29	87
	認可外保育施設	W	234	232	240	247	247
	過不足	X=T-S	▲ 197	▲ 132	▲ 9	0	0

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

【実際上の過不足(3歳～就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 1,097	▲ 1,098	▲ 1,064	▲ 1,057	▲ 1,045
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	1,097	1,098	1,064	1,057	1,045

教育・保育の量の見込み及び確保方策(佐久圏域)

(単位:人)

【佐久圏域】			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	A	1,194	1,169	1,147	1,131	1,130
	確保方策	B=C+D	1,791	1,740	1,703	1,671	1,668
	特定教育・保育施設	C	170	668	837	1,018	1,098
	確認を受けない幼稚園	D	1,621	1,072	866	653	570
	過不足	E=B-A	597	571	556	540	538
2号認定	量の見込み	F=G+H	4,010	3,915	3,784	3,694	3,649
	教育ニーズ ※1	G	649	624	608	593	593
	保育ニーズ	H	3,361	3,291	3,176	3,101	3,056
	確保方策	I=J+K	3,413	3,344	3,228	3,154	3,111
	特定教育・保育施設	J	3,413	3,344	3,228	3,154	3,111
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0
過不足	L=I-F	▲ 597	▲ 571	▲ 556	▲ 540	▲ 538	
3号認定 0歳児	量の見込み	M	354	340	338	335	333
	確保方策	N=O+P+Q	352	340	338	335	333
	特定教育・保育施設	O	348	336	334	331	329
	特定地域型保育事業所	P	2	2	2	2	2
	認可外保育施設	Q	2	2	2	2	2
過不足	R=N-M	▲ 2	0	0	0	0	
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	1,109	1,098	1,087	1,079	1,071
	確保方策	T=U+V+W	1,077	1,068	1,087	1,079	1,071
	特定教育・保育施設	U	1,071	1,062	1,081	1,073	1,065
	特定地域型保育事業所	V	3	3	3	3	3
	認可外保育施設	W	3	3	3	3	3
過不足	X=T-S	▲ 32	▲ 30	0	0	0	

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

【実際上の過不足(3歳~就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 52	▲ 53	▲ 52	▲ 53	▲ 55
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	52	53	52	53	55

教育・保育の量の見込み及び確保方策(上小圏域)

(単位:人)

【上小圏域】			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	A	1,305	1,322	1,314	1,306	1,305
	確保方策	B=C+D	1,553	1,563	1,553	1,544	1,543
	特定教育・保育施設	C	90	90	90	90	90
	確認を受けない幼稚園	D	1,463	1,473	1,463	1,454	1,453
	過不足	E=B-A	248	241	239	238	238
2号認定	量の見込み	F=G+H	3,552	3,584	3,545	3,513	3,501
	教育ニーズ ※1	G	335	326	321	318	317
	保育ニーズ	H	3,217	3,258	3,224	3,195	3,184
	確保方策	I=J+K	3,304	3,343	3,306	3,275	3,263
	特定教育・保育施設	J	3,304	3,343	3,306	3,275	3,263
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0
	過不足	L=I-F	▲ 248	▲ 241	▲ 239	▲ 238	▲ 238
3号認定 0歳児	量の見込み	M	431	443	453	464	477
	確保方策	N=O+P+Q	431	443	453	464	477
	特定教育・保育施設	O	396	407	416	426	439
	特定地域型保育事業所	P	2	2	2	2	2
	認可外保育施設	Q	33	34	35	36	36
	過不足	R=N-M	0	0	0	0	0
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	1,038	1,057	1,079	1,100	1,126
	確保方策	T=U+V+W	1,038	1,057	1,079	1,100	1,126
	特定教育・保育施設	U	965	982	1,003	1,021	1,047
	特定地域型保育事業所	V	4	4	4	4	4
	認可外保育施設	W	69	71	72	75	75
	過不足	X=T-S	0	0	0	0	0

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

【実際上の過不足(3歳~就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 87	▲ 85	▲ 82	▲ 80	▲ 79
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	87	85	82	80	79

教育・保育の量の見込み及び確保方策(諏訪圏域)

(単位:人)

【諏訪圏域】			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	A	672	666	647	623	604
	確保方策	B=C+D	678	668	659	634	618
	特定教育・保育施設	C	203	196	194	186	184
	確認を受けない幼稚園	D	475	472	465	448	434
	過不足	E=B-A	6	2	12	11	14
2号認定	量の見込み	F=G+H	4,231	4,040	3,952	3,871	3,812
	教育ニーズ ※1	G	158	152	149	143	142
	保育ニーズ	H	4,073	3,888	3,803	3,728	3,670
	確保方策	I=J+K	4,225	4,038	3,940	3,860	3,798
	特定教育・保育施設	J	4,186	4,001	3,912	3,835	3,772
	認可外保育施設 ※2	K	39	37	28	25	26
過不足	L=I-F	▲ 6	▲ 2	▲ 12	▲ 11	▲ 14	
3号認定 0歳児	量の見込み	M	211	214	217	213	213
	確保方策	N=O+P+Q	211	214	217	213	213
	特定教育・保育施設	O	204	206	208	203	203
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	7	8	9	10	10
過不足	R=N-M	0	0	0	0	0	
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	1,020	1,049	1,059	1,078	1,082
	確保方策	T=U+V+W	1,015	1,043	1,050	1,078	1,082
	特定教育・保育施設	U	970	1,002	1,002	1,026	1,030
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	W	45	41	48	52	52
過不足	X=T-S	▲ 5	▲ 6	▲ 9	0	0	

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

【実際上の過不足(3歳~就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 152	▲ 150	▲ 137	▲ 132	▲ 128
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	152	150	137	132	128

教育・保育の量の見込み及び確保方策(上伊那圏域)

(単位:人)

【上伊那圏域】			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	A	426	412	402	390	382
	確保方策	B=C+D	599	557	543	504	484
	特定教育・保育施設	C	421	379	369	335	319
	確認を受けない幼稚園	D	178	178	174	169	165
	過不足	E=B-A	173	145	141	114	102
2号認定	量の見込み	F=G+H	4,139	3,986	3,956	3,801	3,703
	教育ニーズ ※1	G	258	247	243	231	226
	保育ニーズ	H	3,881	3,739	3,713	3,570	3,477
	確保方策	I=J+K	3,966	3,841	3,815	3,687	3,601
	特定教育・保育施設	J	3,966	3,841	3,815	3,687	3,601
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0
過不足	L=I-F	▲ 173	▲ 145	▲ 141	▲ 114	▲ 102	
3号認定 0歳児	量の見込み	M	268	265	267	257	255
	確保方策	N=O+P+Q	268	265	267	257	255
	特定教育・保育施設	O	268	265	267	257	255
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0
過不足	R=N-M	0	0	0	0	0	
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	1,313	1,303	1,299	1,258	1,234
	確保方策	T=U+V+W	1,313	1,303	1,299	1,258	1,234
	特定教育・保育施設	U	1,313	1,303	1,299	1,258	1,234
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	W	0	0	0	0	0
過不足	X=T-S	0	0	0	0	0	

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

【実際上の過不足(3歳~就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 85	▲ 102	▲ 102	▲ 117	▲ 124
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	85	102	102	117	124

教育・保育の量の見込み及び確保方策(飯伊圏域)

(単位:人)

【飯田圏域】			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	A	302	297	290	286	283
	確保方策	B=C+D	333	331	320	316	310
	特定教育・保育施設	C	333	331	320	316	310
	確認を受けない幼稚園	D	0	0	0	0	0
	過不足	E=B-A	31	34	30	30	27
2号認定	量の見込み	F=G+H	3,669	3,637	3,522	3,457	3,405
	教育ニーズ ※1	G	227	227	220	217	212
	保育ニーズ	H	3,442	3,410	3,302	3,240	3,193
	確保方策	I=J+K	3,638	3,603	3,492	3,427	3,378
	特定教育・保育施設	J	3,638	3,603	3,492	3,427	3,378
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0
過不足	L=I-F	▲ 31	▲ 34	▲ 30	▲ 30	▲ 27	
3号認定 0歳児	量の見込み	M	200	201	199	198	193
	確保方策	N=O+P+Q	200	201	199	198	193
	特定教育・保育施設	O	200	201	199	198	193
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0
過不足	R=N-M	0	0	0	0	0	
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	1,257	1,228	1,220	1,211	1,209
	確保方策	T=U+V+W	1,257	1,228	1,220	1,211	1,209
	特定教育・保育施設	U	1,257	1,228	1,220	1,211	1,209
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	W	0	0	0	0	0
過不足	X=T-S	0	0	0	0	0	

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

【実際上の過不足(3歳~就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 196	▲ 193	▲ 190	▲ 187	▲ 185
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	196	193	190	187	185

教育・保育の量の見込み及び確保方策(木曾圏域)

(単位:人)

【木曾圏域】			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	A	38	38	37	35	33
	確保方策	B=C+D	35	35	34	32	30
	特定教育・保育施設	C	35	35	34	32	30
	確認を受けない幼稚園	D	0	0	0	0	0
	過不足	E=B-A	▲ 3	▲ 3	▲ 3	▲ 3	▲ 3
2号認定	量の見込み	F=G+H	527	521	494	477	468
	教育ニーズ ※1	G	46	46	45	42	40
	保育ニーズ	H	481	475	449	435	428
	確保方策	I=J+K	530	524	497	480	471
	特定教育・保育施設	J	530	524	497	480	471
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0
	過不足	L=I-F	3	3	3	3	3
3号認定 0歳児	量の見込み	M	36	35	34	34	33
	確保方策	N=O+P+Q	36	35	34	34	33
	特定教育・保育施設	O	36	35	34	34	33
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0
	過不足	R=N-M	0	0	0	0	0
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	84	81	84	83	82
	確保方策	T=U+V+W	84	81	84	83	82
	特定教育・保育施設	U	84	81	84	83	82
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	W	0	0	0	0	0
	過不足	X=T-S	0	0	0	0	0

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

【実際上の過不足(3歳~就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 49	▲ 49	▲ 48	▲ 45	▲ 43
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	49	49	48	45	43

教育・保育の量の見込み及び確保方策(松本圏域)

(単位:人)

【松本圏域】			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	A	2,720	2,642	2,639	2,606	2,618
	確保方策	B=C+D	3,062	2,971	2,971	2,933	2,945
	特定教育・保育施設	C	1,079	1,053	1,092	1,078	1,082
	確認を受けない幼稚園	D	1,983	1,918	1,879	1,855	1,863
	過不足	E=B-A	342	329	332	327	327
2号認定	量の見込み	F=G+H	7,974	7,812	7,784	7,696	7,703
	教育ニーズ ※1	G	381	369	373	369	370
	保育ニーズ	H	7,593	7,443	7,411	7,327	7,333
	確保方策	I=J+K	7,632	7,483	7,452	7,369	7,376
	特定教育・保育施設	J	7,562	7,413	7,382	7,299	7,306
	認可外保育施設 ※2	K	70	70	70	70	70
過不足	L=I-F	▲ 342	▲ 329	▲ 332	▲ 327	▲ 327	
3号認定 0歳児	量の見込み	M	440	441	418	415	414
	確保方策	N=O+P+Q	427	439	418	415	414
	特定教育・保育施設	O	386	398	377	374	364
	特定地域型保育事業所	P	10	10	10	10	19
	認可外保育施設	Q	31	31	31	31	31
過不足	R=N-M	▲ 13	▲ 2	0	0	0	
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	2,314	2,345	2,340	2,342	2,332
	確保方策	T=U+V+W	2,302	2,310	2,340	2,342	2,332
	特定教育・保育施設	U	2,182	2,189	2,218	2,220	2,152
	特定地域型保育事業所	V	20	21	22	22	80
	認可外保育施設	W	100	100	100	100	100
過不足	X=T-S	▲ 12	▲ 35	0	0	0	

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

【実際上の過不足(3歳~就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 39	▲ 40	▲ 41	▲ 42	▲ 43
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	39	40	41	42	43

教育・保育の量の見込み及び確保方策(大北圏域)

(単位:人)

【大北圏域】			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	A	286	278	276	274	287
	確保方策	B=C+D	321	313	311	309	322
	特定教育・保育施設	C	231	223	221	219	232
	確認を受けない幼稚園	D	90	90	90	90	90
	過不足	E=B-A	35	35	35	35	35
2号認定	量の見込み	F=G+H	874	836	823	825	850
	教育ニーズ ※1	G	94	89	86	86	87
	保育ニーズ	H	780	747	737	739	763
	確保方策	I=J+K	839	801	788	790	815
	特定教育・保育施設	J	839	801	788	790	815
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0
	過不足	L=I-F	▲ 35	▲ 35	▲ 35	▲ 35	▲ 35
3号認定 0歳児	量の見込み	M	41	48	68	46	49
	確保方策	N=O+P+Q	41	48	68	46	49
	特定教育・保育施設	O	41	48	68	46	49
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0
	過不足	R=N-M	0	0	0	0	0
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	288	299	294	289	287
	確保方策	T=U+V+W	288	299	294	289	287
	特定教育・保育施設	U	286	297	292	287	285
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	W	2	2	2	2	2
	過不足	X=T-S	0	0	0	0	0

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

【実際上の過不足(3歳~就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 59	▲ 54	▲ 51	▲ 51	▲ 52
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	59	54	51	51	52

教育・保育の量の見込み及び確保方策(長野圏域)

(単位:人)

【長野圏域】			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	A	3,755	3,670	3,589	3,487	3,408
	確保方策	B=C+D	4,974	4,861	4,754	4,617	4,507
	特定教育・保育施設	C	1,033	1,027	1,129	1,131	1,126
	確認を受けない幼稚園	D	3,941	3,834	3,625	3,486	3,381
	過不足	E=B-A	1,219	1,191	1,165	1,130	1,099
2号認定	量の見込み	F=G+H	9,379	9,142	8,930	8,701	8,506
	教育ニーズ ※1	G	1,382	1,353	1,319	1,284	1,246
	保育ニーズ	H	7,997	7,789	7,611	7,417	7,260
	確保方策	I=J+K	8,160	7,951	7,765	7,571	7,407
	特定教育・保育施設	J	8,160	7,951	7,765	7,571	7,407
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0
過不足	L=I-F	▲ 1,219	▲ 1,191	▲ 1,165	▲ 1,130	▲ 1,099	
3号認定 0歳児	量の見込み	M	685	668	661	650	640
	確保方策	N=O+P+Q	634	646	661	650	640
	特定教育・保育施設	O	634	646	661	650	640
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	0	0	0	0	0
	過不足	R=N-M	▲ 51	▲ 22	0	0	0
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	3,268	3,216	3,162	3,097	3,041
	確保方策	T=U+V+W	3,120	3,155	3,162	3,097	3,041
	特定教育・保育施設	U	3,120	3,155	3,162	3,097	3,041
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	W	0	0	0	0	0
	過不足	X=T-S	▲ 148	▲ 61	0	0	0

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

【実際上の過不足(3歳~就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲ 163	▲ 162	▲ 154	▲ 154	▲ 147
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	163	162	154	154	147

教育・保育の量の見込み及び確保方策(北信圏域)

(単位:人)

【北信圏域】			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定	量の見込み	A	105	102	99	92	90
	確保方策	B=C+D	105	102	99	92	90
	特定教育・保育施設	C	41	40	40	40	40
	確認を受けない幼稚園	D	64	62	59	52	50
	過不足	E=B-A	0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み	F=G+H	1,742	1,703	1,670	1,615	1,586
	教育ニーズ ※1	G	215	210	207	196	189
	保育ニーズ	H	1,527	1,493	1,463	1,419	1,397
	確保方策	I=J+K	1,742	1,703	1,670	1,615	1,586
	特定教育・保育施設	J	1,742	1,703	1,670	1,615	1,586
	認可外保育施設 ※2	K	0	0	0	0	0
過不足	L=I-F	0	0	0	0	0	
3号認定 0歳児	量の見込み	M	158	165	168	173	176
	確保方策	N=O+P+Q	157	165	168	173	176
	特定教育・保育施設	O	152	160	163	168	171
	特定地域型保育事業所	P	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	Q	5	5	5	5	5
過不足	R=N-M	▲1	0	0	0	0	
3号認定 1~2歳児	量の見込み	S	698	708	710	703	695
	確保方策	T=U+V+W	698	708	710	703	695
	特定教育・保育施設	U	683	693	695	688	680
	特定地域型保育事業所	V	0	0	0	0	0
	認可外保育施設	W	15	15	15	15	15
過不足	X=T-S	0	0	0	0	0	

※1 2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望の強い者が幼稚園を利用する場合、実際上の過不足は生じない。

※2 地方自治体が一定の施設基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設等。

【実際上の過不足(3歳~就学前の子ども)】

教育ニーズに対する過不足	Y=E-G	▲215	▲210	▲207	▲196	▲189
保育ニーズに対する過不足	Z=L+G	215	210	207	196	189

○ 認可・需給調整に関する基本的な考え方

県は、認可・認定の申請をした認定こども園・保育所が適格性、認可基準を満たす場合は原則として認可・認定を行います。

ただし、当該認定こども園・保育所が所在する認定区域における教育・保育の確保方策の数値（確認を受けない幼稚園を含む）が県計画で定める量の見込みに達している場合は、需給調整（新たな認可等の制限）を行います。

○ 幼稚園が認定こども園に移行する場合の需給調整

県は、認定こども園への移行を推進する立場から、確保方策の数値が量の見込みに達していることにより、新たな認定こども園の設置が制限を受けないう、量の見込みに上乗せする「県計画で定める数」を設定する必要があります。

「県計画で定める数」は、幼稚園から認定こども園への移行希望や幼稚園の設置状況を勘案して、区域ごとに下記のとおり定めます。

県計画で定める数(幼稚園から認定こども園に移行する場合)

(単位:人)

区域名 (幼稚園数)	構成市町村	上乗せ数値
佐久 (14)	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町、川上村、南牧村、南相木村、北相木村、軽井沢町、御代田町、立科町	100
上小 (15)	上田市、東御市、長和町、青木村	100
諏訪 (7)	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村	50
上伊那 (7)	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	100
飯伊 (6)	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村	100
木曾 (1)	上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村、大桑村	0
松本 (22)	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村、山形村、朝日村、筑北村	300
大北 (4)	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	100
長野 (40)	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村、信濃町、飯綱町、小川村	300
北信 (3)	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村、野沢温泉村、栄村	50
県計 (119)		1,200

第3節 幼児期の教育・保育の一体的提供

認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であること等を踏まえ、幼稚園及び保育所の認定こども園への移行希望を十分に勘案した上で、既存施設から認定こども園、とりわけ「幼保連携型認定こども園」への移行を推進します。

特に本県では、保育所に比べて幼稚園の割合が極端に少ないため、3歳以上児全体の教育ニーズに対して、提供側の確保方策の数字が全圏域で不足しています。

このことから、幼稚園の認定こども園化により教育ニーズに対応するとともに、特に幼稚園の少ない地域では、保育を必要とする子どもの需給状況を勘案しつつ、保育所の認定こども園化を進める必要があります。

【認定こども園の目標設置数】

(単位:か所)

区 域		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
佐久	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町 川上村、南牧村、南相木村 北相木村、軽井沢町、御代田町 立科町	0	0	1	2	2	2
上小	上田市、東御市、長和町、青木村	1	1	4	4	4	4
諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町 富士見町、原村	0	0	1	1	2	2
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町 飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村	1	0	2	4	4	4
飯伊	飯田市、松川町、高森町、阿南町 阿智村、平谷村、根羽村、下條村 売木村、天龍村、泰阜村、喬木村 豊丘村、大鹿村	4	5	5	8	8	8
木曾	上松町、南木曾町、木曾町、木祖村 王滝村、大桑村	0	0	0	0	0	0
松本	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村 生坂村、山形村、朝日村、筑北村	0	2	4	10	12	15
大北	大町市、池田町、松川村、白馬村 小谷村	0	2	6	6	7	7
長野	長野市、須坂市、千曲市、坂城町 小布施町、高山村、信濃町、飯綱町 小川村	8	9	10	14	16	18
北信	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村 野沢温泉村、栄村	1	1	2	3	3	3
合 計		15	20	35	52	58	63

第4節 地域子ども・子育て支援事業の推進

教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭も含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援の充実を図るため、市町村が実施主体として行う「地域子ども・子育て支援事業」が「子ども・子育て支援法」に定められました。

県は、各市町村が子ども・子育て支援事業計画に従い、「地域子ども・子育て支援事業」を円滑に実施できるよう、市町村に対して必要な支援を行います。

ア 放課後児童クラブ

利用対象年齢が小学校3年生から小学校6年生まで拡大することなどにより、放課後児童クラブ利用希望児童の増加が見込まれるため、市町村が行う放課後児童クラブの整備に対する支援を行います。

特に、子どもの小学校入学後に保護者が仕事を辞めざるを得ない状況となる「小1の壁」を打破するため、市町村と連携して、下の表のとおり、平成31年度までに需給ギャップの解消を目指します。

そのため、県単独事業として、国庫補助対象とならない小規模クラブの運営や施設整備について支援を行うほか、障がい児等が利用しやすくなるよう、障がい児受入加算による運営支援を実施します。

(単位:人)

【県全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	A	26,476	26,244	25,980	25,644	25,184
確保方策	B	23,986	24,467	24,791	25,020	25,184
過不足	C=B-A	▲ 2,490	▲ 1,777	▲ 1,189	▲ 624	0

市町村子ども・子育て支援事業計画の数値を集計による(以下、同じ)

イ 延長保育事業

就業時間の多様化により、通常の利用時間を超えた保育需要は高まっており、引き続き、これら要望に応えていくことが求められています。

現状では、下の表のとおり、量の見込みに対して確保方策は充足する見通しとなっていますが、今後、女性の社会進出とともに、休日保育等を含め、更なる保育時間の延長や実施保育所の増加が求められることが予想されるため、市町村に対して、利用者の希望に沿ったより積極的な実施を働きかけるとともに、これら市町村の取り組みを支援していきます。

(単位:人)

【県全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	A	16,795	16,678	16,517	16,378	16,258
確保方策	B	16,795	16,678	16,517	16,378	16,258
過不足	C=B-A	0	0	0	0	0

ウ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）

核家族化が進み、地域の関係も希薄化している中、保育所を利用していない家族にとって、緊急一時的に家庭での保育が困難になった場合、乳幼児を預かってくれる施設の存在は重要です。

現状では、下の表のとおり、量の見込みに対して確保方策は充足する見通しとなっていますが、今後、より多くの施設等で受け入れが可能となるよう、市町村に対して実施を働きかけるとともに、これらの取り組みを支援していきます。

（単位：人日）

【県全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	A	124,576	122,794	120,674	118,469	117,356
確保方策	B=C+D	124,576	122,794	120,674	118,469	117,356
一時預かり事業	C	110,862	109,141	107,197	105,143	103,976
ファミリーサポート事業	D	13,599	13,538	13,327	13,176	13,230
トワイライト事業 ※	E	115	115	150	150	150
過不足	F=B-A	0	0	0	0	0

※ トワイライト事業とは、保護者が仕事などの理由により、平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合などに、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うもの。

エ 病児保育事業

子どもが病気であるが病状の急変が認められない場合（病児）や病気の回復期にあるが集団保育が困難な場合（病後児）、働く保護者にとっては子どもをどうするかは大きな悩みであり、病院・保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育を実施することは大変重要です。

下の表のとおり、病児保育事業の利用を希望しながら、近隣に適切な施設がない等により、実際には利用できない方等が多く存在することが見込まれることから、これらの不足分については、平成31年度までの解消に向けて、市町村に働きかけるとともに、より多くの施設が取り組めるよう支援していきます。

そのため、県単独事業で、国庫補助対象とならない小規模な事業実施に係る運営費や備品購入費の助成を行うとともに、その地域の実情に合った事業の実施方法等について、市町村に対してきめ細かく助言等を行います。

（単位：人日）

【県全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	A	15,418	15,301	15,249	15,214	15,405
確保方策	B=C+D	14,176	14,546	15,085	15,175	15,405
病児保育事業	C	13,053	13,420	13,876	13,968	14,175
ファミリーサポート事業	D	1,123	1,126	1,209	1,207	1,230
過不足	E=B-A	▲ 1,242	▲ 755	▲ 164	▲ 39	0

オ ファミリー・サポート・センター事業（就学児対象）

地域において子どもの預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業の拡充を支援していきます。

就学児については、下の表のとおり、事業の利用を希望しながら、居住市町村で事業を行っていないかったり、実施していても預かり会員が不足していて、実際には利用できない方等が存在することが見込まれることから、未実施市町村に事業の実施を働きかけるほか、預かり会員を増やすための助言を行うなど、未就学児の利用促進を含めて事業の拡充を支援していきます。

(単位:人日)

【県全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	A	26,621	26,109	25,760	25,645	25,195
確保方策	B	26,450	26,045	25,717	25,624	25,195
過不足	C=B-A	▲ 171	▲ 64	▲ 43	▲ 21	0

(注) 就学前児童の利用については、一時預かり事業・病児保育事業等、目的別に集計しているため、ファミリー・サポート・センター事業としては集計していない。

カ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった子どもについて、児童養護施設等に短期間入所させる本事業は、地域のニーズに応じた多様な子育て支援の充実を図る取り組みとして重要です。

下の表のとおり一定のニーズがあり、供給側が不足していることから、市町村や受け皿となる施設に事業の積極的な取り組みについて働きかけていきます。

(単位:人日)

【県全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	A	1,316	1,308	1,288	1,273	1,262
確保方策	B	1,126	1,219	1,288	1,273	1,262
過不足	C=B-A	▲ 190	▲ 89	0	0	0

キ 地域子育て支援拠点事業

地域において乳幼児及びその保護者の相互交流等を促進する地域子育て支援センターの設置を促し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行うなど、地域の子育て支援機能の充実を図りながら、子育ての不安感等を緩和することにより、子どもの健やかな育ちを支援します。

このため、市町村に対して、計画的な施設整備についての働きかけを行い、さらなる地域子育て支援センターの設置を進めます。

(単位:人日)

【県全域】		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
確保方策		222	222	224	225	226

第5節 従事者の確保と資質向上

ア 特定教育・保育施設の従事者

新たな人材確保のため、保育士養成施設に対して新規学卒者の県内の認定こども園・保育所等への就職の働きかけを行うとともに、経験豊富な保育士人材の離職を防止するなど、雇用の継続により、安定した質の高い教育・保育が提供できるよう、処遇・待遇の改善を始めとする労働環境等の整備に向けた取り組みを支援します。

また、年度途中等、必要な時に人材が確保できるよう、保育士人材に関する情報を集約し、その情報を市町村等が共有する制度を整備します。

さらに、保育士資格保有者のうち保育等に従事していない、いわゆる「潜在保育士」の再就職について、対象者への情報提供や周知による人材の掘り起こしに努めるとともに、市町村や関係機関等と連携しながら必要な研修を行うなど、積極的に支援していきます。

一方、認定こども園の普及促進に合わせ、保育教諭を確保するため幼稚園教諭免許及び保育資格取得に係る特別措置を周知するとともに、資格取得に係る経費を助成するなど、必要な支援を行います。

加えて、保育士等の資質の向上を図るため、研修実施体制の整備を含め、現場のニーズに則した重要課題に関する研修を実施するとともに、市町村や関係機関等が実施する研修に対して支援します。

【特定教育・保育の必要見込み従事者数】

(単位:人)

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
保育教諭	156	226	339	368	419
保育士	7,710	7,637	7,521	7,482	7,423
幼稚園教諭	527	515	502	496	485
合計	8,393	8,378	8,362	8,338	8,327

イ 地域子ども・子育て支援事業の従事者

多様な子育てに係る事業の担い手等を確保するため、育児経験豊かな方や子育てに高い関心・理解を持つ方等、年齢や男女を問わず、地域における意欲ある人材を対象とした研修を実施し、子育て支援分野での活躍を支援します。

特に、放課後児童クラブの従事者については、放課後児童支援員として必要な基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識・技能等を習得し、有資格者となるための研修を実施します。

第6節 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整

ア 市町村子ども・子育て支援事業計画作成時の調整

市町村計画の策定にあたり、市町村の区域を超えた教育・保育等が必要になった場合には、量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期等について、まず関係市町村間で調整を行い、関係市町村間の調整が整わない場合は、県が助言等により必要に応じて広域調整を行います。

また、県を超えた市町村間で広域調整が必要になる場合には、関係市町村からの要請を受け、関係する都道府県との間で調整を行います。

イ 特定教育・保育施設の利用定員設定時の調整

市町村は、市町村の区域を超えた広域的な利用が行われる特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするとき及び変更しようとするときは、あらかじめ県に協議を行う必要があります。

県は、県計画に定める当該利用定員に係る特定教育・保育施設が所在する設定区域における教育・保育の提供体制の確保の内容を踏まえ、市町村からの協議内容を審査の上、その結果を当該市町村に通知します。

第7節 教育・保育情報の公表

教育・保育を提供する施設等に関する情報の公表は、施設等の透明性を高め、教育・保育の質の向上を促していくうえで重要です。

また、これら施設等の情報は、就学前の子どもを持つ保護者にとって、適切かつ円滑に教育・保育施設等を利用する機会を確保するため重要になります。

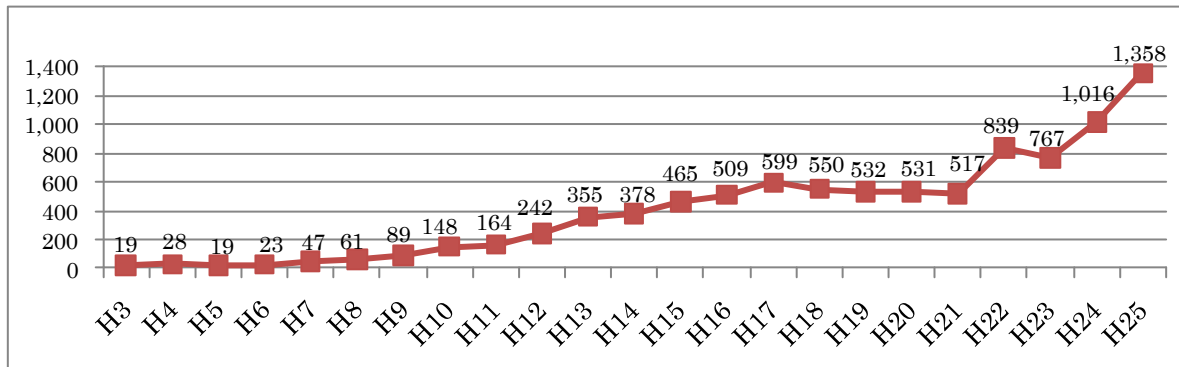
このため、県は、教育・保育情報として、施設等から報告された運営状況等に関する情報を県のホームページ等、さまざまな媒体を通じて公表します。

第2編 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

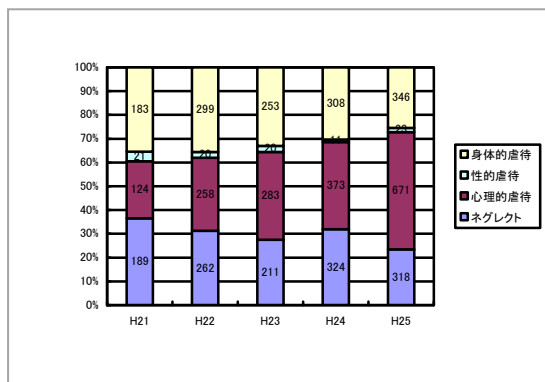
第1節 児童虐待防止対策の充実

〈現状と課題〉

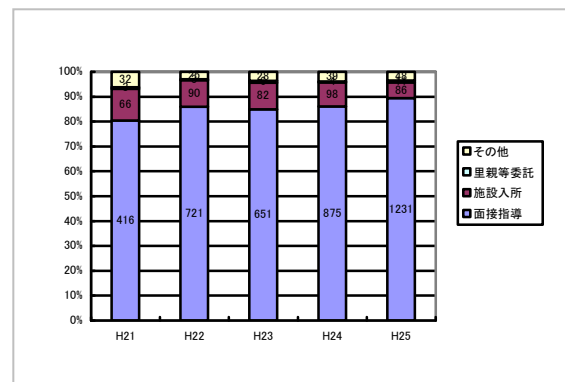
○児童虐待相談対応件数（県内児童相談所）



○児童虐待の種類



○虐待の対応



○児童虐待の相談対応件数は、平成2年に統計を取りはじめて以降、急激に増加しています。これは、児童虐待の啓発広報や痛ましい事件の報道等によって児童虐待防止に対する県民意識が高まり、児童虐待が認知されるようになってきたことが背景にあると考えられています。

○児童虐待の種類では、身体的虐待の割合が減少する半面、心理的虐待の割合が増えている状況があります。これは、平成25年度に国の指針が改正され、虐待を受けた児童のきょうだいも心理的虐待として対応するようになったことや面前DVが心理的虐待として通報されることが多くなっていること等が要因と考えられます。

○児童虐待への対応は、面接指導が約90%となっており、相談対応ケースの多くが中軽度の虐待となっています。このため、市町村要保護児童対策地域協議会を中心に地域の関係機関が連携し、特定妊婦から要保護児童に至るまでのケースに対して切れ目なく支援できる体制を充実させることが大きな課題です。

○また、社会的養護が必要な子どもにおいては、できる限り家庭的な養育環境の中で、特定の大人との継続的で安定した愛着関係の下で心身及び社会性の適切な発達を促す養育が受けられる社会資源を整備することが必要です。

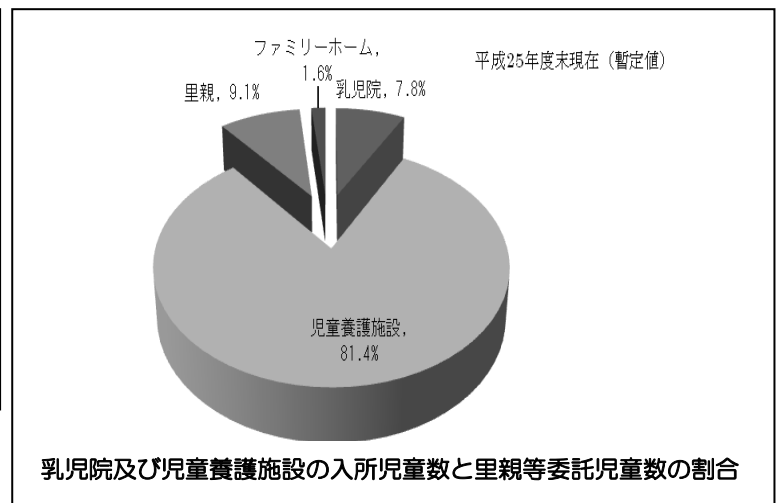
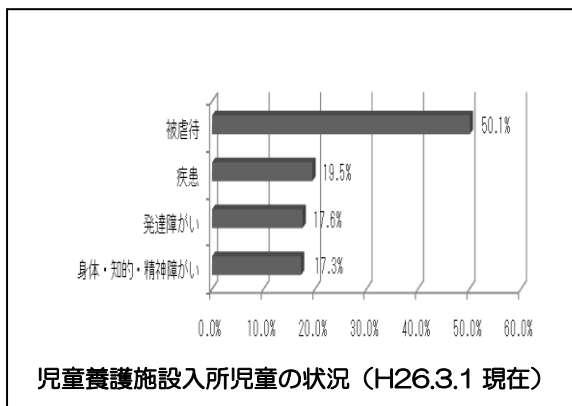
〈施策の方向性〉

- 発生予防、早期発見・早期対応、子どもの保護及び支援、保護者への指導及び支援等の各段階で切れ目のない支援を総合的に行います。
- 福祉、保健、医療、教育、警察等の関係機関が連携し、情報を共有して地域全体で子どもを守る体制を充実します。
- 児童相談所の人員体制及び専門性の向上を図り、体制を強化します。
- 児童相談所と市町村その他関係機関との適切な役割分担及び連携を図ります。
- 市町村要保護児童対策地域協議会の機能強化や効果的運営を支援します。
- 里親及び養子縁組の制度等の周知を図り、家庭養護を積極的に支援します。
- 児童虐待により死亡事例等の重大事件について検証を行い、再発防止のための措置を講じます。

第2節 社会的養護体制の充実

〈現状と課題〉

- 子ども・子育てをめぐる社会環境が大きく変化する中で、すべての子どもに良質な生育環境を保障し、子どもを大切にする社会の実現が求められています。
- 社会的養護の施策は、かつては親が無い、親に育てられない子どもへの施策でしたが、虐待を受けて心に傷をもつ子ども、何らかの障害のある子ども、DV被害の母子などへの支援を行う施策へと役割が変化し、役割・機能の変化に対応したシステムの変革が求められています。



〈施策の方向性〉

ア 家庭的養護の推進

(ア)家庭養護（里親・ファミリーホーム）の積極的推進

◇里親やファミリーホームの確保や里親等への支援により、家庭養護を推進します

- 県・市町村のホームページや、多様な広報媒体の積極的活用による、様々な年代層への啓発を図るとともに、市町村の民生・児童委員連絡協議会や研修会等を通じ、里親制度の正しい理解の普及に取り組みます。
- 養育里親・里子の体験談や座談会などによる「フォーラム」を開催するなど、意欲ある養育里親の登録希望者を把握し、効果的な個別説明・登録勧奨による登録里親の増加に取り組みます。
- 市町村の母子保健担当部署や医療機関、女性相談センター等との連携を強化し、乳幼児の虐待防止の観点からも、新生児の養子縁組里親、乳幼児の短期里親委託を推進します。
- 週末里親（ホストファミリー事業）などの様々な制度を積極的に活用し、里親希望者と児童の特性等に応じた丁寧なマッチングにより里親委託の推進に取り組みます。
- 地区里親会による「里親サロン」運営などの里親同士による相互支援や、「児童家庭支援センター」による里親支援の取組みを支援するとともに、市町村など関係者向けの研修などで、地域における里親支援体制の構築に向けた取組を進めます。

- 養育経験豊富な里親や社会福祉法人によるファミリーホームの開設を促進します。
- 家庭養護推進のため、児童相談所職員が研修等でスキルをアップするとともに、「里親委託等推進員」を配置して体制を強化し、施設に配置される「里親支援専門相談員」や市町村と連携して、登録里親の増加、里親委託児童の増加、里親支援に取り組みます。

(イ) 施設養護における家庭的養護の推進

- ◇虐待を受けた子どもなど社会的養護が必要な子どもがより家庭的な環境で育つことができるよう、児童養護施設等におけるケア単位の小規模化・地域分散化などによる家庭的養護の推進に取り組みます。
- 社会福祉法人等が行う小規模化、地域分散化に向けた整備を支援し、施設における家庭的養護の推進に取り組みます。
- 家庭的養護の推進に向け、職員配置の改善や待遇改善について国に働きかけるなど、入所児童の安心安全な環境の整備に努めます。
- 施設職員の経験等に応じた各種の研修を実施し、施設の家庭的養護におけるケアの質の向上に努めます。
- (例) 新規採用者対象の家庭的養護における基本的な養育姿勢等に関する研修や、基幹的職員・施設長等幹部職員等を対象の人材育成研修、家庭的養護を行う施設の運営・マネジメント研修など

イ 専門的ケアの充実及び人材の確保・育成

- ◇社会的養護の必要な子どもたちが、他者への基本的信頼感を獲得し、安定した人格を形成していけるよう、また、そうした子どもの心の傷を癒して回復していけるよう、専門的な知識や技術を有する者によるケアや養育の質の向上を図ります。
- 虐待により心に傷をもつ児童や発達障害などに対応するため、継続的な研修等により施設職員や里親が専門的な知識・技術を取得できるよう取り組みます。
- より高度な養育スキルをもった専門里親の育成確保に取り組みます。
- 研修等により児童相談所職員の専門性を高め、施設や里親に対する支援体制の充実を図ります。

ウ 自立支援の充実

- ◇社会的養護の下で育つ子どもたちが、自己肯定感を育み、自分らしく生きる力、他者を尊重し共生していく力、生活スキル、社会的スキルの獲得など、ひとりの人間として生きていくための基本的な力を身に付けられるよう取り組みます。
- ◇施設を退所したり里親のもとを離れ、社会生活を行うようになった子どもたちへのアフターケアの取組を支援し、自立した社会人として生活できるよう関係機関と連携して取り組みます。

- 自立に向けて必要な学習に関する経費や就労のための運転免許取得に係る経費の助成などを含め、関係者が連携して施設入所児童等の自立に向け計画的に取り組めます。
- 自立支援担当職員の配置などによりアフターケアの取組を行う施設に支援をし、社会的養護の下で成長した児童が、施設退所後自立した社会生活が送れるよう取り組めます。
- 児童の自立支援やアフターケアが適切に行われるよう、施設職員等や関係者に向けた研修等により、資質の向上に取り組めます。

エ 家族支援・地域支援の充実

- ◇虐待の発生予防・早期発見から保護・養育・回復・家庭復帰・社会的自立までのプロセスを、地域の中で継続的に支援していけるよう、養育の知識・技術、経験等を活かして、市町村や学校等教育機関、里親などと連携しながら地域での子育て支援に取り組む施設を支援し、家族支援、地域支援に取り組めます。
- 「児童家庭支援センター」の設置運営に取り組む施設を支援するなど、地域の児童家庭の虐待等に関する相談・支援体制を強化していきます。
- ショートステイやトワイライトステイ（夜間養護）を行う「子育て短期支援事業」などの、地域の子育て支援事業に取り組む施設を支援していきます。
- 市町村における要保護児童対策地域協議会の運営状況等を常に把握し、協議会運営に関する研修の開催や、後方支援を行う児童相談所職員のスキルアップ研修等による協議会の活性化により、施設の地域支援機能を高めていきます。

オ 子どもの権利擁護の推進

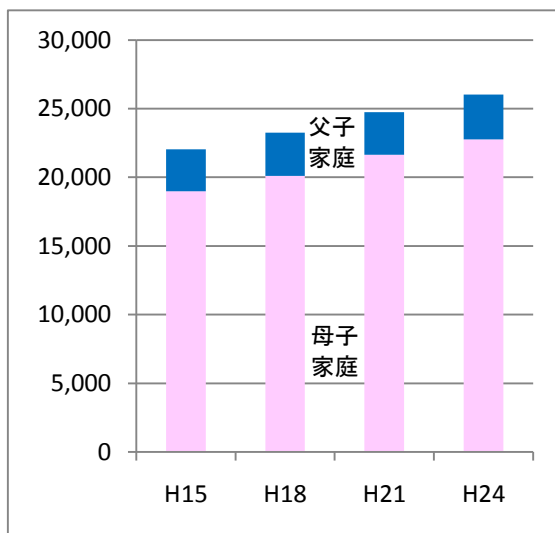
- ◇当県の「児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」では、「児童福祉施設は、入所者の人権に十分配慮するとともに、入所者一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない」「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他その心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」と規定しています。
- 里親やファミリーホーム、自立援助ホームも含め、社会的養護の実施において子どもの権利擁護の推進や被措置児童等虐待の防止は大変重要であり、県の研修等を通じて、施設職員や里親等のさらなる人権意識の向上を図っていきます。
- また、性問題をはじめとする子ども同士の不適切行為や、子どもから養育者への暴力を防ぐ取組も推進していきます。

第3節 ひとり親家庭の自立支援の推進

〈現状と課題〉

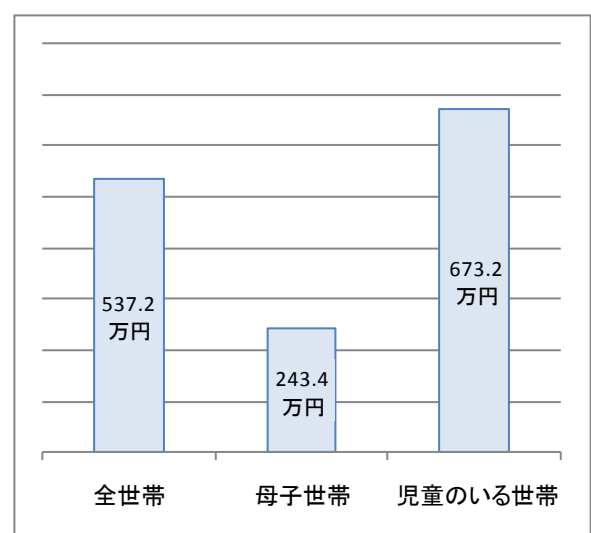
- 長野県の離婚件数は平成15年をピークに減少に転じていますが、それ以降もひとり親家庭、特に母子家庭の増加が続いています。平成25年の母子家庭数（祖母と児童など準母子家庭を含む。）は23,028世帯、児童数は36,520人にのぼっており、父子家庭を加えると約26,000世帯、約40,000人に達するものと推定されます。
- ひとり親家庭は、生計の担い手と子育てという2つの役割を1人で担うこととなるため、経済的な面でも、また養育・生活の面でも、不安定な状態におかれることが多くなります。平成25年国民生活基礎調査によれば、母子世帯の所得は243.4万円と、児童のいる世帯の平均673.2万円の36%にとどまっております。より収入の高い就業を可能にするための支援が必要となっております。
- また、親との離別・死別は子どもの精神面にも大きな影響を与えますが、就労や日々の生活に追われ、子育てや教育に十分な時間を取れないなど、ひとり親家庭は様々な問題に直面しており、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりのため、生活面や子育ての支援、相談体制の充実など、総合的な支援を行っていく必要があります。

県内のひとり親家庭数の推移



資料:こども・家庭課

各種世帯の所得の状況



資料:平成25年国民生活基礎調査

〈施策の方向性〉

- 福祉事務所に母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭や寡婦の生活全般に関する相談に対応するとともに、様々な経済的な支援制度、養育費の確保等に関する情報の提供や、自立に向けた助言等を行います。また、市町村が行うひとり親家庭等への家庭生活支援員の派遣に対して助成するなど、日常生活へのきめ細かな支援を行います。

- ひとり親家庭の子育てを支援するため、市町村と協力して病児・病後児保育や延長保育等の多様な保育ニーズに対応する事業を広く実施するとともに、放課後児童クラブへの補助や児童館の整備に対して助成するなど、放課後の遊びと生活の場づくりを推進します。
- 福祉事務所に就業支援員を配置し、ひとり親家庭や寡婦の就労に関する相談への対応や無料職業紹介等を実施するとともに、より高い収入の確保によりひとり親家庭の経済的な自立を促進するため、ひとり親の看護師、介護福祉士等の資格の取得や、就労に必要な知識・技能の習得、高卒資格を得るための学び直し等に対する支援を行います。
- ひとり親家庭の経済的な自立を通じて子どもたちの福祉の増進を図るため、適正な児童扶養手当の給付に努めるとともに、子どもたちの修学や入学の支度、親の就業や技能の習得、その他様々な生活に要する資金について、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを行います。
- このほか、医療費の自己負担額に対する助成や、県営水道の料金の軽減、県営住宅における優先入居などにより、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るとともに、ひとり親家庭の子どもに対する学習支援等を実施し、子どもたちの健やかな成長と自立を支援します。

第4節 障がい児施策の充実

ア 地域における障がい児施策の推進

(ア) 地域の療育支援体制の整備

<現状と課題>

- 障がい児支援の強化を図るため、平成24年4月1日に児童福祉法が改正され、それまで障がい種別で分かれていた障がい児施設は、通所による支援が「障害児通所支援」、入所による支援が「障害児入所支援」にそれぞれ一元化されました。どこの地域でも、障がいのある子どもが必要な支援が受けられる体制整備やサービスの確保が必要です。
- 障がい児施設、障害福祉サービス事業所、行政機関、教育機関など多くの関係機関がさまざまな療育支援を行っており、それぞれの支援を繋ぐネットワークの構築が必要です。

<施策の方向性>

- 障害児通所支援事業者の指定を促進するとともに、必要な基盤整備について計画的に支援します。
- 障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、専門性の高い相談支援や広域的な支援体制を整備し、地域における市町村の取組を後押しします。
- 圏域配置の療育コーディネーターを中心に、地域全体の連携をコーディネートします。
- 県自立支援協議会療育部会において、地域連携に係る課題解決に向けた検討を行います。
- 多様な教育的ニーズに応じるため、保健・福祉、医療、労働等と連携をとりながら、適切な対応を図ります。

(イ) 発達障がいについての支援

<現状と課題>

- 発達障がい児・者への支援は、関係する支援関係者も多岐に亘り、その支援手法も様々であるため、分野間の役割分担や情報共有、支援の引継等の体制が確立されておらず、効率的な支援ができていない場合もあります。
- 発達障がいは、障がい特性が一見しただけでは理解されにくく、様々な誤解や障がいの発見の遅れ等が生じています。
- 発達障がい診療を行う医療機関が限定されることから、一部の診療機関に受診が集中し、数ヶ月の診療待機者が出ています。

〈施策の方向性〉

- 長野県発達障がいサポート・マネージャーを県内全ての圏域に配置し、様々な分野の支援者に対して総合的な助言や支援の橋渡しを行います。
- 圏域に市町村サポート・コーチを配置し、市町村関係者の支援技術の向上に取り組めます。
- 長野県発達障がい者支援センターを設置し、発達障がい児・者及びその家族への相談支援、支援関係者に対する研修、普及啓発等を実施します。
- 県発達障がい者支援対策協議会において、発達障がいの早期発見・早期支援をはじめとする発達障がい児・者への支援施策の検討を行います。
- 発達障がいの基礎知識を持ち、発達障がい児・者やその家族を見守る発達障がい者サポーターを養成し、発達障がい児・者が安心して暮らせる地域づくりを進めます。
- 発達障がい児・者が身近な地域で診療やその後のフォローを受けやすくするため、医療関係者間の連携の強化を図ります。

イ 特別支援教育の充実

〈現状と課題〉

- 特別支援学校において、特別支援学校教諭免許状の保有率は全国平均とほぼ同じレベルにありますが、専門性の向上に向けて、保有率をさらに高めていく必要があります。

	視覚	聴覚	知的	肢体不自由	病弱	全体
長野県	60.3%	43.7%	73.0%	79.4%	67.8%	71.1%
全国平均	54.5%	45.0%	74.1%	73.5%	72.6%	71.3%

- 地域の幼稚園・保育園、小中学校、高等学校から特別支援学校に寄せられる相談件数は年々増加傾向にあります。それぞれの相談に的確に対応できる地域の相談体制の構築や支援力の向上、支援体制づくりが求められています。
- 発達障がいの診断等がある児童生徒が年々増加している中で、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育支援の充実を図る必要があります。

〈発達障がいの診断等のある児童生徒数の推移〉

(単位：人)

	小学校	中学校	高等学校
23年度	3,013	1,315	465
24年度	3,245	1,417	578
25年度	3,500	1,593	592
26年度	3,832	1,832	667

注) 小中学校：医師の診断または専門機関の判定を受けている児童生徒数
高等学校：医師の診断のある生徒数

〈施策の方向性〉

- 認定講習において早期に免許が取得できるよう講座の開設を工夫するとともに、免許保有者を対象とした特別支援学校卒の採用者数を年々増やすなどの対応を引き続き実施します。
- 特別支援学校がその専門性を生かし、地域の特別な教育的ニーズのある児童生徒、保護者、担任、諸学校等に対し、要請に応じた教育相談、各校に出向いての研修会、担任への助言・援助等を行うことを通して、地域全体の連携や各学校の支援力の向上を引き続き図ります。
- 障がいのある児童生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じられるよう、連続的で多様な教育対応を展開できる学校体制の整備を進めるとともに、特別支援学校のセンター的機能により、地域の小中学校への巡回支援の充実を図ります。

長野県社会福祉審議会 委員名簿

(五十音順、敬称略)

区分	氏 名	所属・役職等
福祉現場関係者・学識経験者	海野 暁光	長野県保育園連盟 副会長 全国保育協議会 協議員
	萱津 公子	長野県社会福祉士会 副会長 長野大学社会福祉学部 特任教授
	鎌原 正行	長野県児童福祉施設連盟 代表理事 児童養護施設 木曾ねぞめ学園長
	高坂 宗昭	長野県町村会 社会環境部会長 飯島町長 ※任期：平成 26 年 12 月 26 日～
	腰原 愛正	長野県社会福祉協議会長
	小林 広美	NPO法人長野県介護支援専門員協会会長 北信総合病院 居宅介護支援事業所長
	高橋 昌子	松本市民生委員・児童委員協議会 副会長
	竹重 博子	長野県医師会 医療法人公正会竹重病院 副院長
	中島 豊	長野大学社会福祉学部 教授 長野県福祉サービス第三者評価推進委員会委員長
	三浦 由美	長野県弁護士会 三浦由美法律事務所
	三木 正夫	長野県市長会 社会環境部会長 須坂市長
	綿貫 好子	社会福祉法人 廣望会 常務理事 長野県障がい者施策推進協議会 委員
公募委員	大口 和江	北信圏域障害者総合相談支援センター所長
	杉本 博志	NPO法人ケアタウン浅間温泉 理事
	矢野 要子	NPO法人すわ子ども文化ステーション 代表理事

長野県社会福祉審議会 子育て支援専門分科会委員名簿

氏 名	役 職 等	備 考
かなやま みわこ 金山 美和子	長野県短期大学幼児教育科 講師	
いた えつこ 生田 恵津子	長野県保育園連盟 副会長（保育部長） 松本市小宮保育園長	
わだ のりよし 和田 典善	長野県私立幼稚園協会 理事 長野市若穂幼稚園事務長	
たかい ゆかこ 高井 友佳子	長野県学童保育連絡協議会 副会長 学童クラブ「太郎の家」（上田市）専任指導員	
よだ けいこ 依田 敬子	NPO法人響育の山里くじら雲 代表	
やの ようこ 矢野 要子	NPO法人すわ子ども文化ステーション 代表理事	公募 審議会委員
あきやま あきこ 秋山 晶子	株式会社たび寅 代表取締役社長 諏訪市内の企業内託児所を広める会 代表	
なかむら まさよ 中村 雅代	日本労働組合総連合会 長野県連合会 副会長	
やまだ ふみ江 山田 ふみ江	長野県PTA連合会 理事	
すぎもと ゆみこ 杉本 裕美子	保育所保護者代表 松本市保育園保護者会連盟 会長	
よしざわ まみこ 吉澤 麻実子	幼稚園保護者代表 小諸市みすず幼稚園PTA会長	
はないし たきこ 花石 多希子	子どもの発達が気になる親の会「こもれび」代表 発達障害者支援対策協議会 委員	
ふじさわ たかし 藤澤 隆	長野県市長会 須坂市教育委員会子ども課長	
いとう あつこ 伊藤 敦子	長野県町村会 箕輪町子ども未来課施設整備担当課長	

社会福祉審議会における審議経過

	議 題
第 1 回 (H26. 6. 2)	○ 長野県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について (諮問)
第 2 回 (H26. 11. 14)	○ 長野県子ども・子育て支援事業支援計画の策定について (中間報告)
第 3 回 (H27. 2. 17)	○ 長野県子ども・子育て支援事業支援計画の答申について

子育て支援専門分科会における審議経過

	議 題
第 1 回 (H26. 7. 10)	○ 長野県の保育・幼児教育の現況について ○ 計画策定のスケジュール等について ○ 意見交換
第 2 回 (H26. 9. 4)	○ 計画に定める「区域の設定」について ○ 教育・保育の量の見込み等について ○ 意見交換
第 3 回 (H26. 12. 18)	○ 計画の骨子案について ○ 教育・保育の量の見込みと確保方策について ○ 意見交換
第 4 回 (H27. 1. 30)	○ 「長野県子ども・子育て支援事業支援計画」の計画原案（長野県社会福祉審議会への報告書案）について ○ 意見交換